

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月25日

京都市長 門川大作

## 京都市規則第68号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「別表第2四条通A地区の項第5号」を「別表第2祇園四条A地区の項第8号、祇園四条B地区の項第7号、四条通A地区の項第5号」に改める。

別表第1 1の項中「の平面図」を「の立面図」に改め、同表2の項中「ロビーの用に供する部分の範囲」の右に「(条例別表第2四条通A地区の項第5号又は四条通B地区の項第5号の規定による認定を受けようとする場合に限る。)」を加え、「の平面図」を「の立面図」に改める。

(京都市建築基準法施行細則の一部改正)

第2条 京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第3条中第11号を削り、第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)姉小路界わい地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてA地区として区分された区域内において日用品の販売を主たる目的とする店舗の用途に供するとき 当該店舗の営業時間を明示した  
図書

第3条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 建築物の敷地が法第53条の2第3項の規定により同条第1項の規定の適用を受けないとき 市長が定めて告示する図書

(京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第2号中ムをモとし、チからミまでをテからメまでとし、タの次に次のように加える。

チ 地区計画条例別表第2 祇園四条A地区の項第8号

ツ 地区計画条例別表第2 祇園四条B地区の項第7号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)